

〔1〕 大規模小売店舗届出書

様式第2 (第6条関係)

様式第3 (第7条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年8月13日

和歌山県知事 様

名 称 株式会社クスリのアオキ
 代表者 代表取締役 青木 宏憲
 住 所 石川県白山市松本町 2512 番地

大規模小売店舗立地法第6条第1項及び第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリのアオキ高野口店
 所在地 橋本市高野口町名古屋9-1他5筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 卸値市場ハッスル高野口店
 (変更後) クスリのアオキ高野口店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所
株式会社スーパーヨシムラ	代表取締役 吉村 仁孝	奈良市押熊町 2073 番地の 1

(変更後)

名称	代表者	住所
株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町 2512 番地

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物①西側 (図面3-1 駐輪場)	20 台

(変更後)

位 置	収容台数
建 物 北 側 (図面3-2 駐輪場)	20 台

② 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面積
建物①北側 (図面3-1 荷さばき施設①)	230 m ²
建物①南側 (図面3-1 荷さばき施設②)	70 m ²
合 計	300 m ²

(変更後)

位 置	面積
建 物 北 側 (図面3-2 荷さばき施設①)	70 m ²
建 物 南 側 (図面3-2 荷さばき施設②)	70 m ²
合 計	140 m ²

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	面積
建物①北側 (図面3-1 廃棄物保管場所①)	23.0 m ³
建物①南東側 (図面3-1 廃棄物保管場所②)	4.5 m ³
合 計	27.5 m ³

(変更後)

位 置	面積
建 物 北 側 (図面3-2 廃棄物保管施設)	17.2 m ³
合 計	17.2 m ³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社スーパーヨシムラ	午前9時00分	午後9時00分	-

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社クスのアオキ	午前9時00分	午後9時45分	-

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分～午後9時30分

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分～午後10時00分

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①、②	午前6時00分～午後9時00分

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①、②	午前6時00分～午後10時00分

3 変更する年月日

- (1) 令和7年8月13日
- (2) 令和7年2月28日
- (3)、(4) 令和8年4月14日

4 変更する理由

- (1)、(2) ㈱クスリのアオキと㈱スーパーヨシムラ吸収合併のため
- (3)、(4) 小売業者の変更に伴う営業計画等の変更のため

〔2〕大規模小売店舗立地法に基づき添付書類

1. 法人にあっては登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し 別添 参照 [規則 § 4 I ①]

2. 主として販売する物品の種類 [規則 § 4 I ②]

小売業者名	主として販売する物品
株式会社クスリのアオキ	医薬品・日用品等

3. 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 [規則 § 4 I ③]
「図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)」参照

4. 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあたっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 I ⑨]

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無	-	-
キュービクル	有	24 時間	騒音源及び予測地点配置図 参照
空調機室外機	有	午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分	騒音源及び予測地点配置図 参照
冷凍機室外機	有	24 時間	騒音源及び予測地点配置図 参照
送風機	無	-	-
換気口	有	午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分	騒音源及び予測地点配置図 参照

5. 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑩]

① 昼間の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	昼間									
	A 地点		B 地点		C 地点		D 地点		E 地点	
	1.2m	4.2m								
等価騒音レベル①(定常騒音)(dB)	34.7	36.7	43.5	44.4	38.7	39.4	29.5	33.1	34.0	34.0
等価騒音レベル②(変動騒音)(dB)	44.4	44.3	16.9	24.7	34.0	33.6	46.6	45.7	38.6	38.6
等価騒音レベル③(衝撃騒音)(dB)	25.6	25.6	8.6	11.8	39.1	38.7	28.3	28.3	21.3	21.3
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル④(dB)	44.9	45.1	43.8	44.7	42.7	42.8	46.7	46.0	40.0	40.0
等価騒音レベル⑤(自動車走行音)(dB)	47.9	47.7	17.5	25.1	17.4	25.0	46.7	45.5	50.6	50.0
騒音全体の等価騒音レベル(dB)	49.7	49.6	43.8	44.8	42.7	42.8	49.7	48.8	50.9	50.4
環境基準(dB)	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55

② 夜間の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	夜間									
	A 地点		B 地点		C 地点		D 地点		E 地点	
	1.2m	4.2m								
等価騒音レベル①(定常騒音)(dB)	33.5	34.1	31.6	36.0	29.7	32.5	26.5	30.2	31.6	31.6
等価騒音レベル②(変動騒音)(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
等価騒音レベル③(衝撃騒音)(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル④(dB)	33.5	34.1	31.6	36.0	29.7	32.5	26.5	30.2	31.6	31.6
等価騒音レベル⑤(自動車走行音)(dB)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
騒音全体の等価騒音レベル(dB)	33.5	34.1	31.6	36.0	29.7	32.5	26.5	30.2	31.6	31.6
環境基準(dB)	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45

<評価>

全ての予測地点において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準を下回ります。
従って、周辺の生活環境への騒音の影響は軽微であると考えます。

- 6 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ①]

① 夜間(午後 10 時～午前 6 時)において発生することが見込まれる騒音

騒音発生源	P1 地点
	1.2m
定常騒音の最大値(dB)	36.6
変動騒音中の最大値(dB)	-
衝撃騒音中の最大値(dB)	-
自動車走行音中の最大値(dB)	-
規制基準(dB)	45

<評価>

予測地点 P1 において、騒音レベルの最大値は規制基準を下回ります。従って、周辺環境への騒音の影響は軽微であると考えます。

〔3〕 添付図面（届出事項・添付書類編分）

- 図面1 広域見取図
- 図面2 周辺見取図
- 図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前)
- 図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)
- 図面4 2階平面図